

令和 7 年 3 月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和 7 年 3 月 10 日(月) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 55 分
場 所 市役所 4 階 庁議室

2 委員

(1) 農業委員会委員総数 14 名

(2) 農業委員会委員の出席 12 名

大和屋 君子 南河 武 丹治 正美 藤原 定嗣 町谷 敏一 南 昇一

石垣 一郎 射手矢 豊光 勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信 北庄司 博文

(3) 農業委員会委員の欠席 2 名

赤坂 雄司 家次 幸雄

(4) 農地利用最適化推進委員総数 7 名

(5) 農地利用最適化推進委員の出席 6 名

野出 良之 藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6) 農地利用最適化推進委員の欠席 1 名

阪本 寿和

3 議事説明員

次長 杉浦 勇人 係長 東谷 恭良 係員 尾峪 大友

4 議案

報告第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について

報告第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の届出(所有権移転)について

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)について

可決

議案第 33 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

可決

議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議案第 35 号 農用地利用集積計画案に伴う利用権の設定について

可決

議 長

お忙しい中、皆様お集まりいただき、誠にありがとうございます。政府が放出する備蓄米の入札が本日から始まりました。農家とすれば、できるだけ、米離れしないような入札価格で抑えてほし

と思います。農家にとっても一定の収入が入る金額になるように願っておりますので、引き続き、皆様、今年も米を植えて、耕作を頑張ってくださいと思います。

只今より、3月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員12名、推進委員7名中、出席委員6名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、2番大和屋委員、4番南河委員のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第38号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第2 報告第39号 農地法第5条の規定による農地転用の届出(所有権移転)について 事務局より報告をお願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて 日程第 3 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号 1

所在：日根野、地番：●●●●番●、●●●●番 登記はともに田、現況もともに田、面積は 524 m²、836 m²

譲受人： 日根野●●●●番地● ●●● ●●

譲渡人は遺贈のため不在となります。

議案書番号 1 の位置については 別紙議案資料 1.2 ページをご覧ください。

申請農地は 2 筆あり、稲刈り後です。譲受人は 30 年以上前から、すでに自身で耕作を行っていました。現在、譲受人は申請地含めて 2,767 m² を経営しており、すべて水稻を行っています。

今回の申請については、遺贈による所有権移転のため、例外的な単独申請となり、譲渡人は不在です。受贈者である譲受人は遺言者の甥にあたり、遺贈されました。なお、申請農地 2 筆についての遺言公正証書が提出されています。

申請地から譲受人の通作距離は 0.2km、自転車で 1 分、自宅の裏に農地があります。農作業歴は主に本人が 30 年、年間従事日数は 70 日ですが、家族で農業経営を行っています。農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、取得後も引き続き農業経営を行う予定です。

番号 2

所在： 南中安松 地番：●●●●番● 登記は畑、現況は畑、面積 237 m²

譲受人： 南中安松●●●●番地 ●● ●●

譲渡人： 南中安松●●●●番地 ●● ●●

番号 3

所在： 南中安松●●●●番 ●●●●番 登記は畑、現況 畑、面積は 561 m²、502 m²

譲受人： 南中安松●●●●番地 ●● ●●

譲渡人： 南中安松●●●●番地 ●● ●

議案書番号 2.3 の位置については 別紙議案資料 3～6 ページをご覧ください。

申請農地は計 3 筆あり、譲受人は同じです。それぞれ野菜を栽培、休耕・保全中となっています。譲受人は現在5筆 3,765 m²の農地を経営しており、水稻と野菜を栽培しています。3筆を権利取得後の耕作面積は 5,065 m²です。申請地から譲受人の通作距離ですが、番号 2 は 0.4km、徒歩 5 分で、番号 3 の通作距離は 0.5km、徒歩7分です。農作業歴は本人が 40 年、年間従事日数は 200 日です。農業従事者は2名、農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽貨物車1台を所有しており、取得後も農業経営を行う予定です。

番号 4

所在：上之郷 地番●●●●番●、地目は山林 現況は 田、田 面積は 210 m²です。

譲受人： 上之郷●●●●番地 ●● ●●

譲渡人： 横浜市都筑区●●●●●●番●(●●●) ●● ●●●●

議案書番号 4 の位置については 別紙議案資料 7.8 ページをご覧ください。

申請農地は事務局が現地で確認したところ、均し中です。先月の定例会で、議案第29号の3条許可申請での番号 4 で承認された案件の追加の申請になります。登記地目は山林であったため除いていましたが、現況地目が田ということで今回申請されました。なお、前回申請のあった上之郷 1087 番 1 の隣接地になります。譲受人と譲渡人は親戚関係で譲渡人が遠方に住んでいるため、譲受人が引き受ける形になります。譲受人は現在 7,810 m²を経営しています。申請地から譲

受人の通作距離は 3 キロメートル、車で 15 分です。また、農業従事者は 2 名で、農作業歴は本人 36 年、年間従事日数は本人 250 日、妻 200 日です。農機具はトラクター 1 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、耕耘機 1 台を所有しており、取得後も農業経営を行う予定です。

以上 4 件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

南 委員

登記が山林でも現況が田でしたら、3 条申請になるのでしょうか。

事務局

そうですね、基本、法務局の方で、今まであまり言われたことなかったみたいですが、農地法は現況主義ということもあり、求められる場合があるとのことで、今回、前回に続いて、申請されたという形になります。

議 長。

他にございませんか。

丹治 委員

はい、番号 1 の遺贈の件ですが、議案書では、譲渡人が空欄になっています。

これは、遺贈のため単独申請とか、少し文章を記載したほうがいいのではないのでしょうか。

元の所有者の名前や遺贈誰々のように書いた方が、農業委員会ではわかりますが、議事録は公開されているので、見たときに不審がられると思います。差し支えなければ書いた方がいいと思います。

議 長

できるかぎり、書いてください。他にございませんか。

議 長

無いようでしたら、適当と認め、許可することに決定いたします。

続いて、日程第 4 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)について 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)につきまして、説明します。議案資料の 9 ページを合わせてごらん願います。

番号1

物件の表示 南中樫井 ●●●番 地目:畑 現況:畑 面積は 119 m²、
地番:●●●番 地目:畑 現況:畑 面積は 138 m² 計257m²

譲受人 高石市高師浜●丁目●番●号
株式会社 ● 代表取締役 ●● ●●

譲渡人 泉佐野市南中樫井●●●番地の●
● ●●●●

転用目的 露天資材置場

申請地はJR長湊駅から西に 1,900mにあり、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしている区域内でありますので農地法第44条第1号の規定によりまして、第3種農地と判断されます。

譲受人は、建設業を営む法人で、近隣所在の事業所兼既設資材置場が手狭となったため、隣接地に露天資材置場を整備してきましたが、今回地権者と交渉が整いましたので、申請地に露天資材置場を追加整備するものです。

資材置場には、材木50m²、砂50m²、鉄骨50m²、建築用丸太50m²、社用車4台を置く予定です。
地元水利組合からは、特に意見はございませんでした。

番号2

物件の表示 松風台●丁目●●●●番● 他25筆

地目 田が9,343m² 畑が7,777m²で、面積 合計 26 筆 17,120m²です。

譲渡人は、泉佐野市日根野●●●●番地 ●●●●● ほか14名

譲受人は、泉佐野市市場東●丁目●●番●●号 ●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

転用目的は住宅です、権利の種類は所有権の移転でございます。

議案資料は次の11ページになります。

申請地の位置は、JR阪和線日根野駅 北 450mから750mに位置しています。

当該農地は、市街化傾向が著しい区域に隣接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満ですので、農地法施行規則第46条の規定によりまして第2種農地と判断しています。

第2種農地の代替性につきましては、地区計画の認定をうけておりますので、代替性はないと考えております。

譲受人は、宅地建物取引業、建設業等を営む法人で、申請地を譲受け、住宅開発を行うものです。

申請地は、令和6年10月の泉佐野市都市計画審議会により、松風台地区、地区計画の認定を受けております。この地区計画の区域内における建築物について、泉佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例により、用途区分が住宅等に限定されています。よって申請地は公共施設である道路や水路を除いて、住宅等以外の用途は認められません。

現在、大阪府まちづくり部と都市計画法第29条の開発許可手続き中です。

また、地元土地改良区からも特に問題なしとのご意見をいただいております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり決定し、大阪府農業会議に諮問いたします。続いて、日程第5 議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

下記について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者と認め証明してよろしいか。

番号1:

被相続人	中庄●●番地の●	●● ●●
相続人	中庄●●番地の●	●● ●●

関係は親子になります。相続人の農業従事日数は150日で国の認定農業者です。農地については被相続人の配偶者と長男で相続する予定で、今回相続税の納税猶予を受けるのは今回申請をされた長男のみになります。また、相続発生後より農業を営んでおります。相続開始日は令和6年6月21日です。特例適用農地とその面積は議案書のとおりで、16筆6,836㎡です。す

べて市街化区域内の生産緑地地区内の農地です。現在の農地の状況ですが、事務局の現地調査の結果、16 筆、すべて農地として管理されております。また、相続人は今後、農業経営を行うことから、適格者の要件が整っています。

本件につき、ご承認たまわりますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり、適当とみなし、承認することに決定します。続いて、日程第 6 議案第 34 号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 34 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

農地中間管理事業とは、農地の貸借について農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構である大阪府みどり公社が仲介し、貸借を促進するものになります。今回、対象案件は 1 件で、農地の貸付け希望者から農地貸付申出書及び農地の借り受希望者から農地借受申出書が申請され、事前に大阪府みどり公社と事前協議が行われたので、農業委員会で審議したのち、大阪府みどり公社に要請いたします。

番号 1

設定人 日根野●●●●番地の● ● ●●

被設定人 市場南●丁目●番●●号 ●● ●●

設定する土地は 日根野 ●●●●番●、●●●●番、●●●●番●、●●●●番、地目は全て田、面積 1,732 ㎡、426 ㎡、710 ㎡、707 ㎡、です。

期間は R7 年 6 月 1 日～R12 年 5 月 31 日で期間は 5 年です。

賃借権で、新規の申請になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は以上のとおりですが、御意見・異議等はありませんでしょうか。

南河 委員

すいません。この被設定人の仕事は何をされていて、どういう方なのでしょう。

事務局

被設定人ですけれども、現在、認定新規就農者の申請をされています。以前は、●●農園で2年と市場地区の●●さんのところで1年の計3年間ぐらい農業の修行を積んでいると聞いています。ご自身で始める前までは勤めている状況です。

南河 委員

この後の議案でも、この方はたくさん出てくるので今、まとめてお聞きしています。

事務局

認定新規就農者の補助金の関係で、利用権の設定と中間管理機構を通した設定で貸借を行うに至りました。次の利用権の設定で貸借する松浪さんの大木地区に関しては、利用権設定で行います。利用権設定か中間管理事業を通して貸借するかは事前に相談がありました。本人は大木地区でやりたいということで、本人自ら動いて、所有者と交渉して、農地を探して、貸し借りに至っています。

丹治 委員

今までであれば、新規就農者は調査などをして、どういう関係の人かはわかりませんが、中間管理機構で設定すれば、それ以前にみどり公社が貸し借りの審査をした後になるのでしょうか。

事務局

この場合は、貸手が去年の10月ぐらいに、農地を貸したい意向を出されて、みどり公社に情報を共有して、みどり公社のホームページに載せました。借手がそれを見て、日根野でも借りたいと希望されたので、貸手に事務局から、その旨連絡して、条件等をすり合わせて、貸借を進めることになりました。中間管理機構でも農地について貸借の条件があるので、事前協議を行いました。

丹治 委員

みどり公社と事前に相談したことと、農林水産課が新規就農者の認定をするから、みどり公社も許可を出したということによろしいか。

事務局

新規就農者とは別で、農業委員会の事務局で、借り手から借受申出書と営農計画書を提出してもらいます。どこで農業経験があって、所有の農機具などを確認します。

丹治 委員

中間管理機構に出すのではなく、農業委員会事務局に提出するのでしょうか。

事務局

この 2 年前から法律が変わり、利用権設定がなくなるということで、地域計画が策定されるまでの 2 年間は農業委員会で受付することになっています。それまでは農林水産課が事務を行っていました。このような中間管理機構との契約のやりとりも農林水産課を通して、利用権の設定の中に含まれていました。

南河 委員

水利組合や土地改良区とはもう話は済んでいるのでしょうか。

事務局

そうですね、この議案については所有者が費用負担や会議に出たりするようです。賃借料の年間約 5 万円は、借手が中間管理機構のみどり公社にいったん振り込み、みどり公社から所有者に振り込みします。水利の費用のやり取りは所有者が行います。年間5万円については、平均値をとる形で、10アールで概ね 1 万 3,000 円～1 万 4,000 円ぐらいです。もともと 5 万円は、所有者がこれぐらいで貸したいという希望もあり、借り手もこの条件でよいということで設定されました。ハウスを建てていいか、果樹をやっていいかなどの条件は所有者が決めて、この条件で貸しますとあらかじめ決めておきます。今回の場合は、果樹栽培は可、ハウスや倉庫建設も可ということでした。

丹治 委員

今回は何を作るのでしょうか。

事務局

野菜です、水ナスなどです。果樹もできればやるということでした。

南委員

今回の申請された農地全体でどのくらいの面積ですか。

事務局

日根野地区だけで 3,500 m²になりますが、当初、本人の希望は大木地区で借りたいということで、日根野地区は入っておりませんでした。本人の希望は 5,000 m²を耕作したいということで、本人はやる気を持っています。

南河 委員

長い間、耕作放棄された農地もあるし、それをわざわざ田にして、借りてまで耕作できるのか、要は後で、農業委員会が認めたということで、水利や土地改良区から言われることはないでしょうか。次の議題の話になって悪いですが、借りる人がいないような農地を借りられるので、もし、問題が起こったときに、なぜ農業委員会が、認めたのですかと言われないう、この人は絶対大

丈夫だという保証があればいいのですが。道もないような農地もあるので、そこを借りて、現実にくまなくのかが気になります。

丹治 委員

農林水産課や泉佐野市長が、認定新規就農者として認めているわけですね。農林水産課が責任取ってくれるのでしょうか。

南河 会員

大木地区は農地を借りてくれる人や耕作してくれる人がいないし、維持管理するにもお金がかかるので、そういう方が来てくれるのはありがたいが、もめた時に、どこが認めたのかという話になると困ります。

戸野 委員

これはもう地主との話し合いになると思います。

事務局

利用権は相対なので当事者同士になりますが、中間管理機構を通す場合、農業できなくなれば中間管理機構が間に入ると思います。

丹治 委員

あまり、その認定新規就農者を増やしてもらうのは困ります。その辺はちょっと意見として、あげてください。知っている方で認定新規です、3 年経験してくれる、今までの法律が変わる前からそういう条件で、農業委員会は認めてきたのでそれはいいと思います。しかし、認定新規で泉佐野市が証明を出しているという理由だけで、農業委員会が認めるのは違うと思います。

事務局

認定新規は申請している段階で、まだ認定新規就農者ではありません。申請中です。事務局では、農業経験を中心に考慮しました。

南河 委員

次の議案の話をして、申し訳ないですが、●●さんも住所が大木地区ではないし、この方も地元で何も作らずに 3 年ほど耕作されていない方です。●●さんも、違う地区に住まれています。簡単に話をしてくれて、水利がOKを出しているのであればかまいません。しかし、水利と話もされずに、お金の支払いや、管理などの話が出たときに、地元の人間であれば交渉もしやすいし、●●さんはまだおられるので、話をしてもらうことはできると思います。同様に他地区に住んでいる方も地元と話をしてくれて、間違いなければよいですが、それだけが心配です。そういう理由で、これを認めてくださいと言われて、認めたあと、どこにふればよいかだけ教えてください。

議 長

最終的に貸借の場合であれば、地主さんが、全責任ということになります。

南河 委員

ただ、地主と直接交渉がしやすければいいのですが、●●さんは、仲介してくださる●●も出て、話ができるとこがないので、地元でもめたときに、その板挟みになっては困るので言っています。

南 委員

多分、農業委員会で、新規就農者を後押しする立場にもあると思います。

南河 委員

いや、否定はしていません。話だけすんでいたらそれでいいです。

南 委員

うちの地域でも、若い子が農業を始めて、この子たちができるのっていうのが、いっぱい農地を増やして今、すごく頑張っている子もいます。だから、少し信用して、見守っていきましょう。あとは、今、会長が言われたように、後の責任は地権者にあると思います。

南河 委員

どうぞ、話を進めてください。

議 長

この議案 34 号について、その他何かございませんか。

議 長

意見がないようですので、議案第 34 号は、問題ないということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。続いて、日程第 7 議案第 35 号 農用地利用集積計画案に伴う利用権設定について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第 35 号 農用地利用集積計画案に伴う利用権設定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき泉佐野市長から審査依頼のあった 次の計画案について、適当とみなしてよろしいか。

番号 1

設定人：

長滝●●●●番地

●● ●

被設定人： 南中安松●●●●番地の● ●● ●●

利用権を設定する土地： 長滝 地番：●●●●番、地目は田、面積は747 m²、設定する利用権は使用貸借権、新規で、公告日から5か年になります。

番号 2

設定人： 長滝●●●●●番地の● ●● ●●

被設定人： 日根野●●●●●番地の●● ●● ●●

利用権を設定する土地： 長滝： ●●●●番、地目は田、面積は 809 m²、 設定する利用権は使用貸借権、新規で、公告日から5か年になります。

番号 3

設定人： 長滝●●●●●番地 ●● ●●

被設定人： 長滝●●●●●番地の● ●● ●

利用権を設定する土地： 長滝： 地番：●●●●番、地目は田、面積は1,500 m²、設定する利用権は使用貸借権、継続で、令和7年3月24日～令和12年3月23日になります。

番号 4

設定人： 長滝●●●●●番地 ●● ●●

被設定人： 長滝●●●●●番地の● ●●●● ●

利用権を設定する土地： 長滝： 地番：●●●●●番、地目は田、面積は1,345 m²、設定する利用権は使用貸借権、継続で、令和7年3月24日～令和12年3月23日になります。

番号 5

設定人： 羽倉崎●丁目●番●号 ●● ●●、

川崎市高津区上作延●●●●番●●号(●●●●) ●● ●●

被設定人： 泉南市別所●●●●番地の● ●● ●

利用権を設定する土地： 日根野： 地番 ●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●●、●●●●番●●、●●●●番●●、地目は全て田、面積は 723 m²、598 m²、317 m²、452 m²、750 m²、489 m²、設定する利用権は使用貸借権、新規で、公告日から5か年になります。

番号 6

設定人： 岡本●丁目●番●●号 ●● ●●

被設定人： 泉南市別所●●●●番地の● ●● ●

利用権を設定する土地： 南中樫井： 地番 ●●●●番、地目は畑、面積は 568 m²、設定する利用権は使用貸借権、新規で、公告日から5か年になります。

番号 7

設定人： 南中安松●●●●番地の● ●● ●●

被設定人： 南中安松●●●●番地の● ●● ●●

利用権を設定する土地： 南中安松： 地番●●●番、 地目は田、 面積は 988 m²、 設定する利用権は使用貸借権、 新規で、 公告日から 2 か年になります。

番号 8

設定人： 大木●●●●番地の● ●● ●●

被設定人： 市場南●丁目●番●●号 ●● ●●

利用権を設定する土地： 大木： 地番 ●●●番、 ●●●番、 地目はそれぞれ田、 面積は 1,183 m²、 198 m²、 設定する利用権は使用貸借権、 新規で、 公告日から5か年になります。

番号 9

設定人： 下瓦屋●丁目●●番●●号 ●● ●●

被設定人： 市場南●丁目●番●●号 ●● ●●

利用権を設定する土地： 大木： 地番 ●●●番、 ●●●番、 ●●●番、 ●●●番●、 ●●●番●、 地目は全て田、 面積は 320 m²、 158 m²、 56 m²、 89 m²、 327 m²、 設定する利用権は使用貸借権、 新規で、 公告日から5か年になります。

番号 10

設定人： 岸和田市上町●●番●号(●●●) ●● ●●

被設定人： 市場南●丁目●番●●号 ●● ●●

利用権を設定する土地： 大木： 地番 ●●●番、 ●●●番、 ●●●●番、 ●●●●番●、 地目は全て田、 面積は 456 m²、 1,038 m²、 416 m²、 323 m²、 設定する利用権は使用貸借権、 新規で、 公告日から5か年になります。

番号 11

設定人： 葵町●丁目●番●●号 ●● ●●

被設定人： 土丸●●●●番地の● ●● ●●

利用権を設定する土地： 土丸： 地番 ●●●番、 ●●●番、 地目は全て田、 面積は 178 m²、 363 m²、 設定する利用権は使用貸借権、 新規で、 公告日から5か年になります。

本件につき、ご承認のほどよろしくお願いします。

議 長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

南河 委員

くれぐれも問題のないようにお願いします。

事務局

利用権設定については借手本人が相手や農地を探してきて、農林水産課で設定しています。農林水産課から依頼のあった案件ですので、どういう経緯で相手を探して、話をされたのかまでの詳細は把握していませんでした。

南河 委員

それでしたら、適当と認めてよいか、と言われて、はいとは言いにくいです。

議 長

こちらはチェック機能を果たしていますので。

丹治 委員

この件については、農林水産課の担当部署にしっかり報告してください。詳細を確認してください。

南河 委員

今は農林水産課の誰が担当していますか。

事務局

芝野さんと松本さんです。

事務局

利用権設定における基準ですが、農業従事日数 60 日以上で1年間の農産物販売金額が 50 万円以上を基準としているようです。農地の貸し借りとはいえ、安易に決めるものではないですが、最初貸し借りからスタートして、所有権移転につなげていくと思いますので、貸借とはいえ、もう少し詳細を確認するよう行います。

丹治 委員

おそらく、一生懸命、まじめに耕作してくださる方と思いますが、念押しはしておいてください。

南河 委員

水利だけでも4つの水利が関わっているので、話がついているのであればよいです。最近、温暖化で水不足も続いていて、今まで作ってないところを作って、溝から水漏れするようなことになれば、もめるのは目に見えています。もちろん、新規でやってもらうのはありがたいが、もめたときにこちらに振られることがないようにくれぐれも注意をお願いします。

議 長

他に何か意見はございませんか。

議 長

ないようですので、本件は適当とみなし、泉佐野市長に報告させていただきます。本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、3 月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人	令和	年	月	日
	令和	年	月	日
	令和	年	月	日